

令和8年度 罪を犯した人の支援に携わる福祉関係者のための研修会 開催要項

1 目 的

本センターが支援する対象者の中には、必要な支援を受けられなかったために罪を犯した方も多くおり、矯正施設出所後等の本人の生活環境を整える上で福祉サービスの利用による適切な支援を受けることが必要と考えます。

一方、福祉サービス事業者からは、矯正施設退所者等の受け入れに対して他の利用者や職員への影響、受け入れ実績がない等の理由から受け入れを躊躇されることもあり、支援対象者への理解を進めることが課題となっています。

このようなことから本研修会では、矯正施設退所者等の受入に関する福祉サービス事業者の悩み不安の軽減を図るため、支援対象者への支援のあり方等について学ぶことを目的に開催します。

2 主 催

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県地域生活定着支援センター）

3 日 時

令和8年10月20日(火) 13:15～16:00

4 会 場

くにびきメッセ 601 大会議室（〒690-0826 松江市学園南1丁目2-1）

※オンライン参加(zoom)も可能

5 参加対象

高齢・障がい福祉サービス事業者、相談支援業務に携わる職員、興味関心のある方等

6 内 容

時間	項目・内容
12:45	受付
13:15	開会
13:15～14:00	○説明『地域生活定着支援センターの取り組み、事例紹介』 【説明者】島根県地域生活定着支援センター
14:00～16:00	○講義『罪を犯した高齢者や障がい者との関わり方について』(仮) ■矯正施設を退所等した高齢者や障がい者について、対象者への関わり方や支援のあり方、受け入れる際の事業所職員の理解等について学びます。 【講師】掛川 直之 氏(立教大学 コミュニティ福祉学部福祉学科 准教授)
16:00	閉会

7 参加申込

参加希望の方は、**令和8年9月18日(金)まで**に、下記 URL または QR コードからお申込みください。

オンライン参加に必要な zoomID 等は、参加申込時に記載されたメールアドレスへ送信いたします。

参加申込フォーム：<https://forms.gle/kxDmxNiZJTUzsFjv6>



8 その他

- ① 本研修会は、「社会生活支援特別加算」及び「地域生活移行個別支援特別加算」の算定に必要な関係団体が行う研修会の受講に該当します。ただし、この研修内容を事業所従業員全員へ伝達研修することで、算定の要件を満たすものとなります。各加算の詳細やご不明な点、及び加算の届け出に関しては、下記までお問い合わせください。

【松江市内の事業所】 松江市健康福祉部障がい者福祉課(電話:0852-55-5946)

【松江市外の事業所】 島根県健康福祉部障がい福祉課(電話:0852-22-5239)

【参考】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)より抜粋

⑪ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

報酬告示第 9 の 9 の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

(省略)

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

- ② 本研修会参加者のうち希望する方に、本研修会を受講した証明として受講証明書を発行いたします。発行を希望する方は、参加申込フォームにてご回答ください。

9 問合せ先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 地域生活定着支援センター (担当/吉野、神田)

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根

TEL 0852-32-5945 FAX 0852-32-5973

E-mail アドレス teichaku@fukushi-shimane.or.jp